

1 いじめの防止等のための基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○ いじめの定義

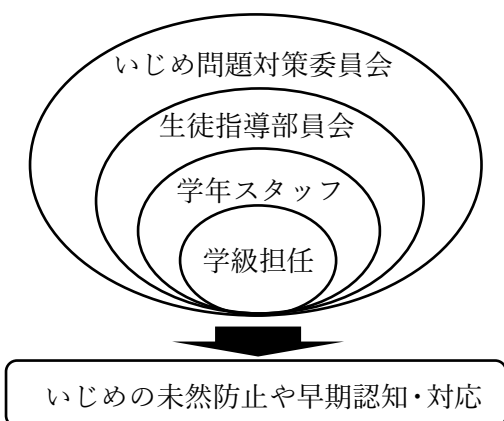
『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※ いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止等に取り組む組織

前渡小学校では、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行います。また、いじめの認知漏れがないように、「いじめの疑い」の段階から生徒指導部員会を中心として積極的に対応します。

【校内組織】



〈いじめ問題対策委員会〉

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、各学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)を基本とし、状況に応じて学級担任や部活動顧問を追加するなど柔軟なメンバーとする。

〈生徒指導部員会〉

各学年に生徒指導担当者を設置し、生徒指導主事を含む全学年の生徒指導担当者を基本とした組織とし、状況に応じて学級担任や部活動顧問を追加するなど柔軟なメンバーとする。

【各組織の役割】

〈学級担任・学年スタッフ〉

- ・いじめを生まない土壌を形成するための「豊かな心」と「道徳心」を育み、児童が自己の存在と他人の存在を等しく認め合える「居場所」と「絆」をつくる学級経営を行う。
- ・日常的に児童の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、児童の変化を把握するように努める。



〈生徒指導部員会〉

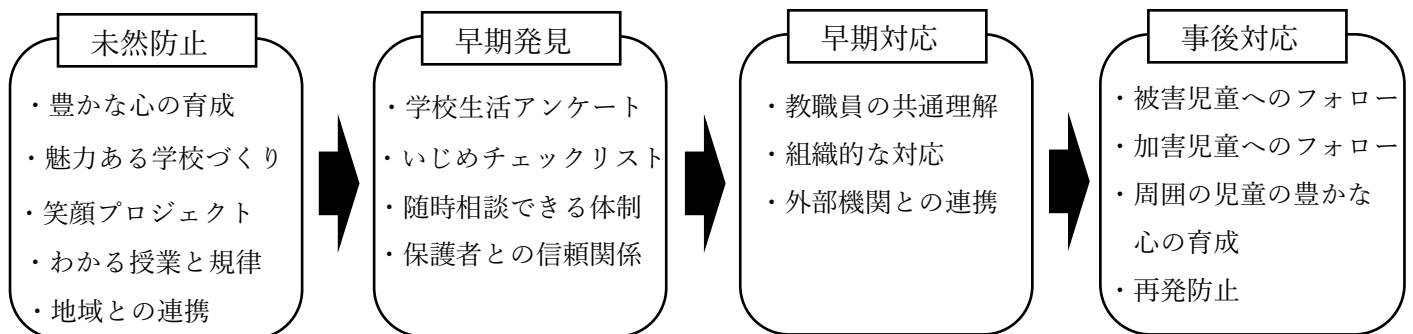
- ・児童一人一人を大切にされた教育活動を展開し、主体的に参加できる学習活動や、受容的な雰囲気と規律を大切にされた学校づくりに努める。
- ・児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。
- ・学校で起きている生徒指導上の問題や課題に対する対応策を検討し、状況に応じた対応をする。

〈いじめ問題対策委員会〉

- ・全ての教職員に対し、いじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核的な役割を担い、「学校基本方針」が学校の実状に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直す。
- ・児童、保護者及び教職員に対し、いじめを防止することの重要性の理解を深めるために啓発活動を推進する。
- ・いじめの対応が指導上困難である場合には、市教育委員会と連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携するなど、より適切な対策を講ずる。
- ・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策部門や関係機関等の協力や援助を求める。

3 いじめ防止等の具体的な取組

前渡小学校では、いじめ防止等具体的な取組を「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「事後対応」の視点で、あらゆる教育活動に展開していきます。



【未然防止】

- 道徳の時間の充実と人間性豊かな心の育成
 - ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものである。道徳教育において、心根が揺さぶられる教材や資料を吟味し、いじめの抑止につながる授業を実践する。
- 児童にとって「魅力ある学校」をつくる ※「魅力ある学校」＝「通いたい学校」、「通わせたい学校」
 - ・前渡小学校を「魅力ある学校」にするために、児童の「居場所」と「絆」づくりを推進する。
絆づくり：日々の授業や行事等において、すべての児童が活躍し、互いが認め合える場面を設定する。
居場所づくり：学級や学校をどの児童にも落ち着ける場所にする。
- いじめのない笑顔のあふれる学校づくり「笑顔プロジェクト」の推進
 - ・児童会活動の充実を図り、いじめ防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を推進し、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。
- 分かる授業づくりと授業規律の確立
 - ・教科主任会、教科部員会、及び相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、分かる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。さらに、授業規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- 地域の方や保護者への働きかけを行う。
 - ・いじめの未然防止の取組について、学年・学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
 - ・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を



深める機会を設ける。

【早期発見】

- 「学校生活についてのアンケート」「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施
 - ・毎月1回、学校生活についてのアンケートを実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。アンケートの結果に応じて、面談等による定期的な調査や、その他の必要な措置を講ずる。
 - ・毎月1回、教師が日常の児童の様子や行動観察から、いじめ早期発見のためのチェックリストを実施する。
 - ・いじめを疑う視点を常にもち、いじめ問題に対する教職員の資質向上を図る。
 - ・認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を児童や保護者に公表し、検証を仰ぐなど、認知漏れがないか確認する。
- 児童がいつでも相談できる体制の整備
 - ・児童と教職員が個室で落ち着いて話ができるように、相談室を常時設置する。
 - ・相談室の前に「相談BOX」を設置し、児童が悩みを相談したい相手（外部機関を含む）に、相談したい時に話せる体制を整備する。
- 保護者との信頼関係の構築
 - ・日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心掛け、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。
- いじめ認知の組織的な判断
 - ・いじめであるか否かを、生徒指導部員会を中心として組織的に判断していく。

【早期対応】

- いじめを「その時」「その場」で止める教職員の共通認識
 - ・いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。
 - ・ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。
 - ・正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- 「いじめ問題対策委員会」を中心とした組織的な対応
 - ・いじめを受けた児童に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援
 - ・全体の問題として、児童全体への指導
- 外部機関との連携
 - ・いじめの対応が指導上困難である場合には、ひたちなか市教育委員会と連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携するなど、より適切な対策を講ずる。
 - ・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策部門や関係機関等の協力や援助を求める。
 - ・いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合には、関係する学校と連携して対応する。

【事後対応】

- 被害児童が安心して学校生活を送るために
 - ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
 - ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
 - ・いじめが解消したと見られる場合でも、再発防止に向けて、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要

な指導を継続的に行う。

- 加害児童の豊かな心の育成
 - ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の心の変化について把握に努める。
 - ・日常的な学校生活や道徳教育などを通して、自分自身を価値ある存在と認め、他者を思いやる心の育成をおこなう。
- 周囲の児童の豊かな心の育成
 - ・日常的な学校生活や道徳教育などを通して、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」を合い言葉に、自分自身を価値ある存在と認め、他者を思いやる心の育成をおこなう。

4 いじめの解消

前渡小学校では、いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできないと考えます。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要があると考えます。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- いじめ解消と判断するための期間
 - ・いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- いじめ解消と判断するための被害児童及び保護者の心情把握
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。そのため、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対応

前渡小学校では、「重大事態」を、いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）及びいじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）とし、以下の通り対応いたします。

- 市教育委員会への報告
 - ・重大事態が発生したときは、その旨を速やかに市教育委員会に報告する。
 - ・調査は、必要に応じて、市教育委員会が設置した「調査委員会」が行う。
- いじめを受けた児童及びその保護者への報告
 - ・当該調査に係る必要な情報を、いじめを受けた児童及び保護者へ適切に提供する。
 - ・情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法を用いる。
- 「いじめ重大事態対応マニュアル」に則った対応の徹底
 - ・茨城県教育委員会が作成した「いじめ重大事態対応マニュアル」に記載されている、重大事態対応フロー図に則った対応をする。

